

第百四十回国会 衆議院 議院 運営委員会 議院議録 第十九号

平成九年三月二十五日（火曜日）  
午前十一時三十一分開議

出席委員

Table with names of committee members and their positions, such as 委員長 平沼 起夫君, 理事 大島 理森君, etc.

本日の本会議の議事等に関する件

○平沼委員長 これより会議を開きます。

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、

○平沼委員長 次に、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員退職の件についてありますが、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員である実川幸夫君から退職願が提出されております。

○平沼委員長 次に、各種委員等の選挙の件についてありますが、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員退職の件が許可されましたならば、引き続き同予備員選挙と、お手元の印刷物にあります各種委員の選挙を行うことに御異議ありませんか。

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、

○平沼委員長 次に、人事官任命につき同意を求めるの件についてありますが、人事官に播谷実君を任命するについて、内閣から本院の同意を求めてまいっております。

衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件、議院に出頭する証人等の旅費及び手当支給規程の一部改正の件

○谷事務局長 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件外三件について御説明いたします。

○谷事務局長 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件であり、これは、本年四月から、現行の特殊乗車券及び航空券の選択制に加え、議員の申し出により、予算の範囲内で、特殊乗車券及び航空券をあわせて受けることができることとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正の件であり、これは、ただいま御説明いたしました歳費法の改正に伴う規定の整理を行うとともに、先般、内閣法の改正により、内閣総理大臣補佐官が新設されたことに伴い、永年在職表彰議員が常勤の内閣総理大臣補佐官に任命された場合には、その特別交通費を支給しないこととするものであります。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件であり、これは、本年四月から、事務局職員定員の定員千七百七十七人を千七百六十六人に改めるものであります。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び手当支給規程の一部改正の件であり、これは、本年四月から、証人等が出頭し、または陳述をした日の日当の額を、陳述に要した時間が四時間未満の場合は二万四百円を二万五百円に、四時間以上の場合には二万五千円を二万五千二百円に、それぞれ改めようとするものであります。

よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正の件、議院に出頭する証人等の旅費及び手当支給規程の一部改正の件

○谷事務局長 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件外三件について御説明いたします。

○谷事務局長 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件であり、これは、本年四月から、現行の特殊乗車券及び航空券の選択制に加え、議員の申し出により、予算の範囲内で、特殊乗車券及び航空券をあわせて受けることができることとするものであります。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正の件であり、これは、ただいま御説明いたしました歳費法の改正に伴う規定の整理を行うとともに、先般、内閣法の改正により、内閣総理大臣補佐官が新設されたことに伴い、永年在職表彰議員が常勤の内閣総理大臣補佐官に任命された場合には、その特別交通費を支給しないこととするものであります。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件であり、これは、本年四月から、事務局職員定員の定員千七百七十七人を千七百六十六人に改めるものであります。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び手当支給規程の一部改正の件であり、これは、本年四月から、証人等が出頭し、または陳述をした日の日当の額を、陳述に要した時間が四時間未満の場合は二万四百円を二万五百円に、四時間以上の場合には二万五千円を二万五千二百円に、それぞれ改めようとするものであります。

よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案  
衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案  
議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 それでは、まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の規程案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○平沼委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。

次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決定いたしました。

○平沼委員長 次に、ただいま本委員会提出とするに決定いたしました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○平沼委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 まず最初に、議員請暇の件についてお諮りをいたします。

次に、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員辞職の件についてお諮りをいたします。

辞職の件が許可されましたならば、引き続き各種委員等の選挙を行います。これらの選挙は、動議により、いずれも手続を省略して、議長において指名されることとなります。

次に、人事官任命につき同意を求めめるの件についてお諮りをいたします。共産党が反対でございます。

次に、日程第一につき、八代法務委員長の報告がございまして、全会一致であります。

次に、日程第二につき、伊藤安全保障委員長の報告がございまして、共産党が反対でございます。

次に、日程第三につき、青山労働委員長の報告がございまして、全会一致であります。

次に、日程第四につき、石橋農林水産委員長の報告がございまして、共産党が反対でございます。

次に、日程第五につき、町村厚生委員長の報告がございまして、全会一致であります。

次に、日程第六及び第七につき、伊藤内閣委員長の報告がございまして、両案を一括して採決いたしました。共産党が反対でございます。

次に、日程第八につき、逢沢外務委員長の報告がございまして、全会一致であります。

次に、日程第九及び第十につき、武部商工委員長の報告がございまして、両案を一括して採決いたしました。全会一致であります。

次に、動議により、ただいま御決定いただきました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正案及び衆議院事務局職員定員規程の一部改正案の二案を緊急上程いたしました。大島理事の趣旨説明がございまして、採決は二回になります。一回目は国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正案で、全会一致であります。二回目は衆議院事務局職員定員規程の一部改正案で、共産党が反対でございます。本日の議事は、以上でございます。

議事日程 第九号

平成九年三月二十五日

正午開議

- 第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第七 総務庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第八 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第九 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案(内閣提出)

第十 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法案(内閣提出)

○平沼委員長 それでは、本日の本会議は、正午予鈴、午後零時十分から開会いたします。

○平沼委員長 次に、今回の本会議及び委員会に追って公報をもってお知らせいたします。なお、来る二十七日木曜日正午から理事会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。  
午前十一時三十九分散会

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十条の二を次のように改める。  
第十条の二 各議院の議長、副議長及び議員は、その職務の遂行に資するため、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第一条第一項に規定する旅客会社の鉄道及び自動車に運賃及び料金を支払うことなく乗ることができ、特殊乗車券の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと併せて両議院の議長が協議して定める航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二百二条第一項に規定する定期航空運送事業者の航空券の交付を受ける。

2 前項の規定による航空券の交付は、当該交付を受けようとする議長、副議長及び議員の申出により、予算の範囲内で、当該申出をした者に係る選挙区等及び交通機関の状況を勘案し、各議院が発行する航空券引換証の交付をもつて、行うものとする。

第十一条中、「前条第一項の特殊乗車券及び同条第二項の航空券」を並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券に改める。

附則

この法律は、平成九年四月一日から施行する。

理由

各議院の議長、副議長及び議員は、特殊乗車券の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと併せて航空券の交付を受けることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程案

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程の一部を改正する規程

国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程（昭和二十二年七月十一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

第十一条の四第一項第三号中「内閣官房副長官の下に」常勤の内閣総理大臣補佐官を加える。

第十二条の二を削り、第十二条の三を第十二条の二とし、第十二条の四を第十二条の三とする。

附則

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程

衆議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月二十八日議決）の一部を次のように改正する。

第一条中「千七百七十七人」を「千七百七十六人」に改める。

附則

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程（昭和二十二年九月一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

別表第二中「二〇、四〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に、「二五、一〇〇円」を「二五、二〇〇円」に改める。

附則

この規程は、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月二十七日印刷

平成九年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K